



新型コロナウイルスの第7波がやってきました。今回はエアロゾル感染（空气中に漂っているウイルスから感染）と言われているので、換気をしっかりとるようにしましょう。今年は8/13（土）～8/15（月）まで、夏期休業とさせていただきます。休暇中はお不便をおかけしますが、何卒よろしくお願いたします。熱中症、感染症に気を付けて、よい休暇をお過ごしください。



1. 傷病手当金

●新型コロナウイルスと傷病手当金

～Q&A集、改訂！～

→**社会保険**に加入している従業員・役員が新型コロナウイルスに感染等をして会社を休んで給料が出ないと、**傷病手当金**を受給することができます。この度「こんなときはどうなの？」というQ&A集に、新たに項目が追加されました。

【新型コロナウイルスと傷病手当金 Q&A】

- ・ **海外**で感染して医師の意見書を添付できない場合は？
→ やむを得ない理由により医療機関へ行かず意見書を添付できない場合、その旨記載 & 事業主の証明等で判断するためなしでok（**国内も同様**）
- ・ **治療後**、事業主から自宅待機を命じられた期間は？
→ 療養のため労務不能と認められないため**対象外**
- ・ **後遺症**の療養のため働けない期間は？
→ 対象となりうる
- ・ 保健所等発行の‘**宿泊・自宅療養証明書**’の添付必要？
→ 不要

→ **陰性**であっても発熱等の症状がある場合は対象になりますが、濃厚接触者でも症状がない場合は対象になりません。
→ 社会保険の被保険者以外にも、**医師国保**や**市町村国保（パートさん等）**でも特例的に傷病手当金を出している場合もあるので、確認をしてみるようにしましょう。

2. 女性活躍

●男女間の賃金格差、公表義務づけ！

～常用雇用 301人以上が義務の対象～

→ **男女間の賃金格差の縮小**に向けて再度女性活躍推進法が改正され、情報の公表が**必須**な項目の中に‘**男女の賃金の差異**’が追加されました。

【公表が必須な項目】

■以下の①②③を公表（③を追加）

- ① **女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供**
→ 8項目の中から1つ（労働者に占める女性労働者の割合等）
- ② **職業生活と家庭生活との両立**
→ 7項目から1つ（男女の平均勤続年数の差異等）
- ③ **男女の賃金の差異**（※例↓）

区分	男女の賃金の差異（★）
全労働者	40.3%
正社員	45.6%
パート・有期社員	30.1%

対象期間：第10期（R4.9.1～R5.8.31）

→ 総給与所得 ÷ 月平均人数 = 年間平均賃金

★ 年間平均賃金（女性） ÷ 年間平均賃金（男性） × 100%

→ 公表開始の時期は、7/8以降新たな**事業年度開始後おひむね3ヶ月以内**となっています（7月決算の場合は10月末までに公表）。

今月のピックアップ

●アルコール検知器でのチェック、義務化延期！～当分の間～

検知器の**供給不足**を受け、10月から義務化予定であった検知器を使ったアルコールチェックが**延期**されることになりました。なお、目視等での確認は4月から義務化されています。

●最低賃金、今年もアップ！～昨年超えの、過去最大の引上げ幅～

最低賃金が、全国平均で**31円**の引き上げとなりそうです（**愛知は986円に？**）。来月号で、みなさんの地域の最低賃金（確定版）を詳しくお知らせさせていただきます。

□お問い合わせ先□

〒460-0003

名古屋市中区錦 1-20-25

広小路YMDビル 10F

中京社会保険労務士法人

電話：052-265-7578



<http://chukyo-sr.jp/>

<http://www.facebook.com/chukyosr>

